

## 自動車関係諸税の抜本改革についての意見書

自動車は国民の生活必需品であるにもかかわらず、取得・保有・走行の各段階で複雑かつ過重な税負担がかけられており、一般財源化による課税根拠の喪失や不条理な二重課税といった多くの課題が残されている。そのため、社会保障と税の一体改革に伴う税制抜本改革法第7条に記された「簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを行う」に沿って、確実な負担軽減措置が講じられなければならない。

日本経済は、各種経済指標が好転し、消費者物価が明確に上昇に転じる中、長らく続いたデフレから真に脱却できるか否かの転換期を迎えており、経済循環の実現のためにも地方の活性化が急務となっている。

そして、自動車は地方における生活の足であり、自動車産業は地方の経済や雇用を支える屋台骨であることから、地方を活性化する重要なものである。

以上より、平成28年度改正は、自動車関係諸税の抜本改革を必ずや実現すべきと考え、下記の内容について要望する。

### 記

- 1 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること
- 2 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月21日

岡 崎 市 議 会